

下呂市健康ウォーキングクラブ設置要綱

(趣旨)

第1条 下呂市クアオルト健康ウォーキングの発展や、自身の健康意識の向上につなげることを目的に、下呂市健康ウォーキングクラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、クラブの運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員資格)

第2条 クラブの会員に登録することができる者は、前条の規定する目的に賛同するものとする。

(会員登録)

第3条 会員の登録は、下呂市健康ウォーキングクラブ LINE 公式アカウント（以下「LINE 公式アカウント」という。）の会員登録・変更フォームにて行うものとする。
2 会員は、前項で登録した事項に変更があった場合は、速やかに会員登録・変更フォームにて変更するものとする。

(退会)

第4条 会員は、クラブを退会しようとする場合は、LINE 公式アカウントの退会フォームにて行うものとする。

(会員登録の取り消し)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会員登録を取り消すものとする。
(1) 登録資格に該当しなくなったとき
(2) 会員からの申し出があったとき
(3) その他、会員登録を取り消す必要があると認められたとき

(会員登録費用等)

第6条 会員等の登録に要する費用及び年会費は無料とする。

(会員の役割)

第7条 会員は次に掲げる事項を行うものとする。
(1) ウォーキングを自身の健康づくりに役立てること
(2) 下呂市クアオルト健康ウォーキングを応援すること
(3) クラブの会員拡大に協力すること

(会員の特典)

第8条 会員は次に掲げる特典を受けられるものとする。
(1) 下呂市クアオルト健康ウォーキングに関する情報の取得
(2) クラブが行うキャンペーンへの参加

(個人情報の管理)

第9条 市長は、保有する会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理しなければならない。

本要綱の施行は、令和 7 年 1 月 27 日とする。